

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

お知らせ／募集
相談
健康
公民館・コミセン
スポーツ文化
図書館
施設
教育ほかに
福祉
産業振興
子育て
地域活動
ごみ・資源

お知らせ／募集
相談
健康
公民館・コミセン
スポーツ文化
図書館
施設
教育ほかに
福祉
産業振興
子育て
地域活動
ごみ・資源

自動通話録音装置の貸出

市は、還付金詐欺などの特殊詐欺から高齢者を守るため、「自動通話録音装置」を貸し出しています。



この装置は、電話の発信相手に対し、警告音声流れ、通話を自動で録音するため、特殊詐欺被害の防止に役立ちます。

対象 65歳以上の高齢者世帯または日中に高齢者のみとなる世帯
費用 無料※装置を使用する電気代、保証期間後の修理代などは自己負担
申込み 産業振興課へ※印鑑持参、代理申請可(委任状必要)、郵送可※申請用紙は市ホームページで取得可

●お知らせ
鳥飼なすの漬物を販売
鳥飼なすのお漬物を200袋(1袋2個入り)・400円(税込み)限定で販売します。
申込み 12月1日(火)～10日(木)に、産業振興課へ(おのみ・先着)※一人4袋まで※受け取りは12月21日(月)～25日(金)に同課窓口で実施
セッピイスクラッチ
使用は12月10日(木)まで
セッピイスクラッチの当たり券やはずれ券サービス

●イベント
100円商店街 各商店街で選りすぐりの商品を100円で販売。有田みかん大放送祭などのイベントを開催。
12月5日(土)午前10時に、正雀駅前商店街・正雀本町商店街・千里丘ことぶき商店街・とりかい商店街/主催は市商店連合会・市商工会で/問合せは市商工会 ☎ 06 (63318) 2800へ

●高齢者世帯住宅家賃を助成
◆ふれあい入浴
12月20日(日)午後4時～10時に、ヘルシーバス千里丘で/対象は小学生以下と65歳以上/※氏名・連絡先を書いたメモ持参※入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自で持参/問合せは高齢介護課へ
高齢者世帯住宅家賃を助成
民間のアパートや借家に住む高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成します。
助成額 1カ月につき家賃の3分の1の額
※上限1万円(市民税非課税世帯は1万1千円)
対象 家賃が月額5万円以下で▽65歳以上のひとり暮らし世帯▽65歳以上を含む、60歳以上のみの世帯
※収入制限あり
問合せ 高齢介護課へ

介護事業所コンテストに投票を！！



「令和2年度介護の日イベント～笑顔を守りたい！摂津の新しい介護様式～」に合わせて、介護事業所で作られた作品を展示します。コンテスト形式ですので、みなさんが「いいな」と思った作品に投票をお願いします。
また、特設ホームページでも作品の閲覧および投票が可能です。下記QRコードからご確認ください。

実施期間 12月28日(月)午前12時まで
展示場所 市役所本館1階・特設会場



問合せ 高齢介護課へ

2020 摂津市 介護のお仕事

～摂津市福祉就職フェア～

介護職の求職者を対象に、市内事業所の介護職員などの募集のほか、就活セミナーや骨密度測定など無料体験コーナーを開催

日時 12月12日(土) 午前10時～午後4時
場所 コミュニティプラザ・コンベンションホール
問合せ 摂津市福祉就職フェア事務局とりかい白鷺園内 ☎ 072 (654) 5094 または産業振興課へ



たかつきマザーズ就職応援フェア

子育てをしながら就職を希望する人や仕事と家庭の両立を希望する求職者を対象に、セミナーや企業説明会・合同就職面接会を開催

●企業説明会&合同企業面接会
(会社説明のみ希望の人も参加可)
日時 12月10日(木)午後1時～3時半
持ち物 履歴書(希望の企業分)、ハローワーク受付票(カード)・紹介状(お持ちの人)
参加企業 6社(予定)
場所 クロスパル高槻(高槻市紺屋町1-2)
申込み ハローワーク茨木マザーズコーナー(ワークサポートたかつき併設) ☎ 072 (604) 1233 へ予約優先
※その他、就職に役立つセミナーも実施(詳細はハローワーク茨木ホームページへ)

暮らしのワンポイント
消費生活相談ルーム(産業振興課内)
問合せ

高齢者はお風呂で溺れるリスクが高い
高齢者が入浴中に溺れて亡くなる事故が、冬に多発しています。高齢者は、寒暖差などによる血圧の急激な変動で意識を失うことがあり、入浴中の場合、溺水事故につながります。入浴中の事故は、持病や前兆がない場合でも起こる恐れがあります。「自分は元気だから大丈夫」という過信は危険です。家族や周囲の人も事故を防止する様見守ることが大切です。

【ポイント】
①暖房などを利用し入浴前に脱衣場や浴室を温めておく
②湯につかる時間は10分までを目安に
③浴槽から出る時はすべて転ばない様に、ゆっくり立ち上がる
④食後すぐや飲酒後のアルコールが抜けていない状態での入浴は避ける
小さな子どもを一人で入浴させる親はいません。悔いを残さないためにも同居人は外で待つくらいにしましょう。

12月3日～9日 障害者週間

「障害者週間」は、障害者福祉への理解を深め、障害者のあらゆる分野への参加意欲向上を目的に、平成16年に定められました。毎年12月3日～9日の1週間です。
問合せ 障害福祉課へ

●啓発イベント

日時	場所	内容
12月3日(木)～9日(水)	コミュニティプラザ・エントランス	啓発パネル展
12月5日(土) 午後0時～1時40分	文化ホール展示室 ※要予約(下記詳細)	クロスワードパズル、啓発パネル展、ポッチャ体験など

※12月5日(土)は同時開催の「人権を考える市民のつどい」の参加者のみ入場可能。参加希望者は人権女性政策課へ

障害に関する法律
●障害者差別解消法
すべての国民が障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。
～ポイント～
▽障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止
▽障害者に対し、合理的配慮の実施
●障害者虐待防止法
障害者の自立と社会参加を図るため、障害者虐待の防止や養護者に対する支援などに関する施策の推進を目的としています。
～障害者虐待事例～
▽身体的虐待(殴る、蹴る、つねる、縛るなど)
▽性的虐待(わいせつな行為をする、させるなど)
▽心理的虐待(怒鳴る、ののしる、悪口を言うなど)
▽放棄・放置(食事を与えないなど)
▽経済的虐待(本人の年金や賃金を渡さないなど)
◆虐待かもと思ったら連絡を
障害者虐待防止センター(障害福祉課内)または市役所代表電話へ